

※ 安城市民の皆さまへ ※

新型コロナウイルス感染症に関する 生活支援サービスのお知らせ

◆生活支援サービスとは

新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅療養等をしている住民で、親族等の支援が得られず、日常生活に支障が生ずる方に、市が買物を代行したり、電話による健康相談に応じたりするサービスです。

市は、このサービスを利用されていることが周囲の方に分からないよう、プライバシーの保護に最大限努めます。

このサービスで必要な書類及び商品の受け渡し時には、市担当者に感染の危険が及ばないよう十分な対策を講じて実施します。


★対象者

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染者及びその濃厚接触者
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染者と接触があり、自主的に自宅待機する人

★サービス利用の流れ

- 1 利用希望者は、電話で申し込んでください。
(申込先 安城市保健センター(生活支援サービス担当) 0566-76-1133)
 - ① 市担当者に自宅療養等の状況、管轄保健所名及び住所・氏名・電話番号をお伝えください。
 - ② 買物リストを事前にFAX、メール又は電話にてご連絡ください。買物リストを確認し、購入商品の調整(上限2万円)をします。↓
- 2 同意書を受け取りに、市担当者をご自宅に伺います。
※ 商品の代金は、事後請求させていただきます。
↓
- 3 市担当者が商品を購入し、ご自宅にお届けします。
 - ① 到着時に利用者へ電話をおかけします。
 - ② 購入商品とレシートをお見せし、商品等を確認していただきます。
 - ③ 商品の代金については、お渡しする納付書にて、指定する期日までにお支払い下さい。

★注意事項

- (1) 買物代行するのは、自宅療養等に最低限必要な商品に限ります。
- (2) サービスの利用期間は最大2週間、1週間のうち原則1回とします。
- (3) サービスを利用できる日時は、平日の午前10時から午後5時までです。
- (4) 購入先は市内のスーパー(1店)やドラッグストア(1店)に限ります。
- (5) 感染者の食料については、県の支援事業(無料)もご利用
ください。 → 
- (6) ご希望があれば、電話による健康相談もお受けします。

【申込み・問合せ先 安城市保健センター(生活支援サービス担当)

電話:0566-76-1133 FAX:0566-77-1103 e-mail:kenko@city.anjo.lg.jp】